

第 13 消防機関へ通報する火災報知設備

1 一般的留意事項

- (1) アナログ回線に接続されていることを確認するとともに、火災通報装置の回線切替スイッチ等が接続されている回線種別（ダイヤル回線 10 パルス、同 20 パルス又はプッシュ回線）に適合していることを確認し、点検票の備考欄に詳細を記載すること。
- (2) 回線の契約形態の変更等により(1)に適合していない場合は、点検票の備考欄に変更内容を記載すること。
- (3) 点検に際しては、当該火災通報装置に適応した試験装置を使用すること。
- (4) 連動停止スイッチの電源が電池から供給されているものについては、電池交換期限等を確認し、点検票の備考欄に記載すること。

2 機器点検

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
火 災 通 報 装 置	予 備 電 源	外 形	目視により確認する。 ア 変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。 イ 電解液等の漏れがなく、リード線の接続部分等に腐食がないこと。
		表 示	目視により確認する。 所定の種別、定格容量、定格電圧等が適正に表示されていること。
		結 線 接 続	目視及びドライバー等により確認する。 断線、端子の緩み、脱落、破損等がないこと。
		電 圧	予備電源試験スイッチを操作して確認する。 電圧計等の指示が適正であること。
		切 替 装 置	常用電源回路のスイッチを遮断すること等により確認する。 常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
		充 電 装 置	目視等により確認する。 ア 変形、損傷、異常な発熱等がないこと。 イ 作動状況が適正であること。
	本 体	周 囲 の 状 況	目視により確認する。 ア 使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 イ 前面には、操作等に必要な空間が保有してあること。
		外 形	目視により確認する。 変形、破損、著しい腐食等がないこと。
		表 示	目視により確認する。 ア 取扱い方法の概要、注意事項、その他の所定の事項の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落等がないこと。 ウ スイッチ等の名称等に汚損、不鮮明な部分がないこと。 エ 銘板等がはがれていないこと。 オ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨が見やすい箇所に容易に消えないように表示されていること。
		ヒ ュ ー ズ 類	目視により確認する。 ア 損傷、溶断等がないこと。 イ 所定の種類及び容量のものが使用されていること。
		予 備 品 等	目視により確認する。 ヒューズ、電球等の予備品、回路図、取扱説明書等が備えてあること。

起 動 機 能	手 動 起 動 装 置	手動起動装置を操作して確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
	連 動 起 動 機 能 (自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限 る。)	自動火災報知設備の感知器の作動等と連 動して起動させ確認する。	火災通報装置が作動したことが、可視表示又は可聴音で確認できること。
優 先 通 報 機 能	火災通報装置が接続されている電話回線 を通話中の状態にし、手動起動装置の操作 又は連動起動機能(自動火災報知設備と連 動する火災通報装置に限る。)により起動 させて確認する。	通話中の電話回線が強制的に発信可能な状態になること。	
通 報 頭 出 し 機 能	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報が、常に冒頭から始まるか又は一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取る ことができるよう措置されていること。	
手 動 起 動 装 置 優 先 機 能 (自動火災報知設備と連動する 火災通報装置に限る。)	連動起動機能により起動させ、蓄積音声情 報を送出している間に手動起動装置を操 作して確認する。	手動起動装置を操作後、直ちに又は連動起動機能による一区切りの蓄積音声情報を送 出した後、手動起動装置の操作による蓄積音声情報が送出できること。	
蓄 積 音 声 情 報	手動起動装置の操作及び連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて、試験装置の 消防機関側の電話機で確認する。	蓄積音声情報の内容が適切であること。	
再 呼 出 し 機 能	試験装置の消防機関側の電話機を通話中 の状態にし、手動起動装置又は連動起動機 能(自動火災報知設備と連動する火災通報 装置に限る。)により起動させて確認する。	自動的に再呼出しすること。	
通 話 機 能 等 (特 定 火 災 通 報 装 置 を 除く。)	蓄 積 音 声 情 報 送 出 後 の 呼 返 し 信 号 の 受 信	手動起動装置の操作又は連動起動機能(自 動火災報知設備と連動する火災通報装置 に限る。)により起動させて確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的に 10 秒間(平成 28 年消防庁告示第 6 号(火災 通報装置の一部を改正する件)附則第 2 項の規定によりその技術上の基準についてな お従前の例によることとされた火災通報装置にあっては、5 秒間)電話回線を開放し、 呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
	不 応 答 時 の 通 報 継 続		蓄積音声情報を送出した後に、消防機関側から呼返しが送出されない場合において、 繰り返し蓄積音声情報を送出することができること。

		切替		蓄積音声情報を送出中において、手動操作により電話回線を送受信器側と切り替えて通話することができること。
		通話終了後の呼返し		通話が終了した後に、自動的に10秒間（平成28年消防庁告示第6号（火災通報装置の一部を改正する件）附則第2項の規定によりその技術上の基準についてなお従前の例によることとされた火災通報装置にあつては、5秒間）電話回線を開放し、呼返し信号に対し、応答し通話することができること。
	通話機能等（特定火災通報装置に限る。）	ハンズフリー通話への移行	手動起動装置の操作又は連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	蓄積音声情報を送出した後に、自動的にハンズフリー通話に移行すること。
		切替		蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。
電話回線の保持	通話中に開放操作により電話回線が開放されないこと。			
	モニター機能	電話回線を捕捉せずに手動起動装置の操作及び連動起動機能（自動火災報知設備と連動する火災通報装置に限る。）による起動で確認する。	選択信号の信号音及び蓄積音声情報の内容をモニター用スピーカーで確認できること。	
遠隔起動装置（遠隔起動装置を有する火災通報装置に限る。）	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
	外形	目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。	
	表示	目視により確認する。	ア 名称、操作内容等の表示が適正にされていること。 イ 変形、損傷、脱落、汚損、不鮮明な部分等がないこと。	
	起動	押しボタン等の操作により確認する。	起動信号の送出が正常に作動すること。なお、確認灯を有するものにあつては、正常に点灯すること。	
回線終端装置等（IP電話回線を使用する）	外形		目視により確認する。	変形、破損、著しい腐食等がないこと。
	予備電源	外形	目視により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、き裂がないこと。
		回線終端装置等との接続	目視により確認する。	接続部に緩み、破損等がないこと。
	切替装置	常用電源回路を遮断することにより確認する。	常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源に切り替わり、常用電源が復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。	

	火災通報装置に限る。)		充電装置	目視により確認する。	異常な発熱等がないこと。	
消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置を除く。）	発信機	周囲の状況		目視により確認する。	周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。	
		外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。	
		機能	押しボタン		押しボタン等を操作して確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
			連動起動機能（自動火災報知設備と連動する消防機関へ通報する火災報知設備に限る。）		自動火災報知設備の感知器の作動等と連動して起動させ確認する。	発信機からの信号が消防機関に正常に送信されること。
		結線接続		目視及びドライバー等により確認する。	断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。	
	標識	標識板	外形		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、汚損等がなく、記入文字が容易に識別できること。
			常夜灯		目視により確認する。	正常に点灯していること。
標識灯		目視により確認する。	変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。			